

平成27年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成27年9月7日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	寺田良信	係長	大塚美季
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	黒崎益範
住民生活部長	乾善亮	福祉課長	中原潤
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	安藤容子
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	本庄徳光
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、4日に続きまして一般質問であります。

順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。

5番、伴議員。

○5番(伴吉晴君) おはようございます。

これから一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

いろいろな各種イベントや公益に属するお知らせを張っている町内広報掲示板について、質問いたします。住民の皆さんがこの広報板を足をとめて見られている姿をよく見かけます。これは町内広報掲示板は住民の情報源として重要なものだと思うのですが、今現在、町内広報掲示板は何か所あり、今までの設置されてきた経緯をお伺いします。

○議長(中西和夫君) 植村総務部長。

○総務部長(植村俊彦君) まず、町で維持管理を行っております広報板の経緯についてでございますが、平成9年12月16日に施行いたしました斑鳩町公告式条例の一部を改正する条例によりまして、それまで町条例の公布や告示、公告のために使用していらした掲示板を7か所といたしまして、それ以外の掲示板につきましては、平成10年3月1日に斑鳩町広報板の設置及び管理に関する要綱を新たに制定いたしまして、広報板として町の情報提供施策の推進及び広報活動並びに各種団体が公益に属する事業について行う広報活動に利用していただいているところでございます。

現在、町内の広報板の設置箇所数についてでございますが、40か所となっております。主に各種団体が実施いたします展覧会等のイベントや町行事の周知などにつきまして、年間で約30件程度の利用がなされているところでございます。

○議長(中西和夫君) 5番、伴議員。

○5番(伴吉晴君) 今のお答えから、町内広報掲示板は、要綱に基づき町が40か所の掲示板を管理し、町の情報提供や各種団体の公益に属する事業の広報に利用されていることがわかりました。

それでは、広報掲示板の老朽化が目立つものを多く見かけますが、どのように更新されているのかをお伺いします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） この広報板につきましては、施設の老朽化と現場の状況を確認いたしまして、これまで毎年1か所から2か所程度、修繕や建てかえを行っている状況でございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 40か所の掲示板を毎年1か所から2か所の修繕や建てかえを行われているということですが、更新が一回りするのに20年から40年かかり、その間に老朽化が進んでしまうのではということ、もうこれは明らかやと思います。もう少し更新ペースを早くすることは、景観に対する取り組みとして大切なことだと思いますし、最近インターネットの普及により情報伝達手段が変化している中、逆に広報掲示板の重要性が高まっているように思うのですが、町の広報掲示板に対する今後の考えをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 質問者もおっしゃいましたように、広報板につきましては、町や各種団体が実施いたしますイベントなどの情報を地域の方々が日常的にごらんいただくことができる身近な情報伝達手段としての役割を果たしているものというふうに考えております。

広報板が今後も地域に根差した情報伝達手段として広く住民の方々に関心を持ってごらんいただくためにも、また、老朽化した広報板が地域の良好な景観を阻害しないよう、今後も適切な維持管理に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） いろいろなことを勘案しながら真に適切な維持管理に努めていただくことを願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

この質問も町の景観についてであります。町内でランニングをしている、私、よくランニングをしておるんですが、先ほどまでの質問の掲示板と同じように気になりましたのが、法輪寺付近から法起寺にかけての町道のガードレールの色が、茶色とも白色とも言えない、あまりきれいとは言えない状態になっているのですが、観光地で訪れる人が多く歩かれている場所でもあり、何とかきれいにならないものか、お伺いします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 現在、斑鳩町では、観光客の方々が法隆寺を中心とした観光だけではなく、斑鳩の自然景観を楽しめる法輪寺、法起寺への散策にもつながりま

すということで、観光客にとって満足して帰っていただけるような環境整備をすることが必要であると考えています。

このことから、当町では平成26年2月に斑鳩町歴史的風致維持向上計画が国から認定を受けまして、さらに、同年10月には法隆寺周辺地区特別用途地区を指定したことによりまして、歴史的な町並みとの調和を図りながら、町歩き観光の拠点となるべく、飲食店や店舗などの立地が可能となりました。

また、景観に対する取り組みといたしましては、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に努めておりまして、公共施設の整備におきましても積極的に取り組んでいるところでございます。

その中で、これまで歴史的風土保存区域や風致地区等において安全防護施設やカーブミラー等を設置する場合につきましては、地域の景観に配慮したデザインや色彩としておりまして、ご指摘いただいておりますガードレールにつきましても、相当年数が経過しておりますけれども、もともと白色のものに茶色を塗装を施したものでございます。

町といたしましては、観光客を誘致するための景観や環境づくりは肝要であると考えておりまして、機能面だけではなくその地域特性にも配慮した維持管理に努めてまいりたいと考えています。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 斑鳩を訪れた方々に、来てよかった、また訪れたいと思っただけのようにするには、今、私が質問させていただいた、ちょっと気になる点をなくすことだと思います。大きな事業やイベントも必要性があると思いますが、町内にちょっと気になる点がまだまだあるはずです。点検パトロールしていただくときに、使用上の問題はもちろんです、町に訪れたお客様がどう思われるかということを考えていただくことで、より観光事業が発展することを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

続いて、13番、奥村議員の一般質問をお受けいたします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） おはようございます。

議長のお許しをいただき、私の一般質問をさせていただきます。

8月の12日、大阪寝屋川で中学1年の男女中学生が殺害されるという痛ましい事件が起きました。未来ある子どもたちの生命が絶たれたことは残念でなりません。香芝市

では、小学6年生の女兒が連れ去られる事件がありました。

いずれの事件も防犯カメラが事件解決に向け、大きな決定打となっております。住民の皆さまの大切な命を守り、安心・安全に暮らしていただくために、質問をさせていただきます。

現在、当町における防犯カメラの設置状況について、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 本町におきましては、犯罪の防止を目的といたしまして、各保育園や幼稚園、小学校のほか、いかるがホール、生き生きプラザ斑鳩、文化財センター、法隆寺自転車等駐車場、上水道施設などの公共施設に防犯カメラを設置いたしているところがございます。

また、ことしの3月には、町内における犯罪認知件数におきまして、JR法隆寺駅を含む法隆寺駅前交番が管轄する区域が最も多いこと、また、駅は、犯罪があった場合、犯人の逃走経路となる可能性もあることから、犯罪の防止を目的といたしまして、地域住民の皆さま、また警察及び町で組織をいたしましたJR法隆寺駅周辺防犯協議会が設置主体となりまして、奈良県の地域防犯重点モデル地区事業補助金を活用いたしまして、JR法隆寺駅の自由通路及び南北の駅前広場に合計9台の防犯カメラを設置いたしたところがございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） それでは、今後の設置計画について、どのように進めていかれるのか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 質問者もおっしゃいましたように、香芝市で発生しました女児誘拐事件や寝屋川市で発生した少年少女殺人事件におきましては、この防犯カメラが事件の解決の糸口になるなど、その設置効果が改めて注目をされているところがございます。

先ほどのご質問でもお答えをさせていただきましたとおり、本町におきましては、人の多く集まる公共施設におきまして、既に防犯カメラの設置を行ってまいりました。

一方、街頭への防犯カメラの設置につきましては、今後、法隆寺駅自由通路及び南北の駅前広場に設置いたしました防犯カメラの設置の効果を検証いたしますとともに、警察とも連携を行いながら、犯罪の抑止効果が高いと考えられる場所におきまして防犯カメラの設置を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 防犯カメラの効果的な設置により住民の皆さまの安心安全な暮らしが確保されますよう、よろしく願いをいたします。

次に、当町におけるAEDの設置状況について、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） AEDの設置状況についてでございますが、現在、本町が設置し、管理を行っておりますもので、町内の公共施設27か所におきまして設置をいたしているところでございます。

具体的な設置場所でございますが、役場の庁舎、いかるがホール、各保育園、幼稚園、小中学校、また、中央、東、西の公民館、中央体育館、町民プール、東と西の老人憩の家、ふれあい交流センターいきいきの里、生き生きプラザ斑鳩、斑鳩文化財センター、消防コミュニティセンター、法隆寺五丁地区地域交流館、消防の各分団の詰所となっているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 現在、日本は最もAEDの普及が進んだ国となっております。

しかし、日本では、年間75万人を超える方々が突然心停止となっており、心停止となった際にAEDが使われるケースはほんの一部であります。AEDを効果的な場所に配備し、有効に活用すれば、救える命はたくさんあると思われれます。

当町でも、先ほどご案内のとおり、AEDの設置が進んでおりますが、それを利用できるのは平日の昼間の時間が多く、夜間や休日など、利用できない場合があります。

心肺停止の救命に当たっては、心肺蘇生開始まで1分おくれるごとに生存率が約10%低下すると言われており、心肺停止してからの数分間における迅速な措置が重要であります。このような状況を踏まえ、AEDの活用により救命率が向上いたします。

そこで、提案させていただきますが、24時間営業のコンビニ等へのAEDを設置することへの見解について、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） AEDの設置につきましては、平成25年に厚生労働省が公表いたしておりますAEDの適正配置に関するガイドラインにおきまして、AEDを効果的・効率的配置に当たって考慮すべき条件を示しているところでございます。

その1点目は、心停止の発生頻度が高いということ、2点目は、心停止のリスクがあるイベントが行われるということ、また、3点目は、救助の手があるということござ

います。

現在、ご指摘いただいておりますように、公共施設に設置しておりますAEDにつきましては、役場庁舎を除きまして、閉館時や夜間などにおきましては、施設が施錠されるため、常時使用することができない状況でございます。これを鑑みれば、24時間営業のコンビニなどに町からAEDを貸し出し、設置していただくことにより、いつでもAEDを有効に利用できるという点ではメリットがあるものというふうに思われるものでございます。

こうしたことから、コンビニなどへのAEDの貸し出し設置につきましては、先ほどご説明いたしましたガイドラインによります心停止の発生頻度及びそのリスクの観点、また、実際に現場におられる方がAEDを使うことができるかどうかという点で救助の手があるかどうかという観点に基づきまして、先進地の事例等を調査、研究しながら検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 先進的な自治体では、AEDを設置する店舗は、AEDの設置場所提供と受け渡し業務のみで、実際にはAEDを使用するとき、借用に来たバイスタウンダー、その場に居合わせた方となっております。

24時間コンビニにAEDを設置することで、地域住民はもちろん、観光客でも、緊急事態発生時に救急車が到着するまでAEDを使用して救命処置が行える態勢づくりやAED使用講習会のますますの普及が大事になると思います。安心安全のまちづくりのため、ご検討よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次は、認知症対策についてであります。

世界保健機構、WHOが2012年4月11日現在で、世界では3,560万人いる認知症患者数が、2030年に6,570万人と倍増し、2050年には1億1,540万人と3倍に増加する、このように報告書を発表いたしました。日本でも、総人口に占める65歳以上の高齢者の人口が増加するにつれて、認知症患者数も増加しております。

そこでお聞きいたしますが、当町における認知症の方の人数について、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 本町の認知症高齢者の状況ということでございますが、まず、要介護等の認定者でございます。これにつきましては、要支援者、要介護者の合計

で、平成26年度末現在で1,405名となっております。

そして、この本町の認知症高齢者の状況につきましては、正確な認知症高齢者数は把握できておりませんが、平成26年8月1日から平成27年の7月31日の間に介護認定審査会で審査された要介護認定等申請に添付されております主治医意見書の状況から調査いたしましたところ、認知症高齢者の日常生活自立度において、要介護等認定者の約38%、約500人の方が軽度以上の認知症であると考えられるという結果でございました。

また、要介護等認定の申請をしておられない方でも認知症の症状が出ている方も若干はおられると考えられることから、65歳以上の高齢者のうち、約7%の560人程度の方が軽度以上の認知症ではないかと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 認知症の患者全体の約1割が治療可能な認知症であると言われております。そうした治療可能だという状況に加えて、認知症は早目に治療を開始する場合ほど症状の進行をおくらせることができる場合もあり、改善につながる可能性があります。

認知症を治療するためには、早期診断、早期治療が非常に重要です。チェック項目だけで簡単に認知症の早期発見ができ、相談窓口につなげることができれば、認知症初期の段階から支援や治療を行っていくことが可能となります。

町として、認知症簡易チェックサイトシステムへのその導入をすることができないかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 現在、認知症への理解を深めるための普及、啓発の推進として、認知症予防講習会あるいは認知症サポーター養成講座を開催をいたしまして、認知症に関する正しい知識の普及や予防についての啓発を行っております。

また、今後のさらなる高齢化に伴いまして、認知症の方も増加すると考えられており、認知症発症の初期段階からの支援を目的とした認知症初期集中支援チームの設置などに取り組むことといたしております。

ご提案いただきましたチェックサイトにつきましては、認知症の初期症状の可能性を、ご本人もしくは周りの方が簡単なチェックを行うことで気軽に判定できるものとした、ウェブサイト上で行う認知症簡易チェックシステムがございます。チェック後には身近な相談窓口や医療機関が案内されるようになっておりまして、このシステムは全国で約

60の市町村で導入済みまたは近日中の導入予定となっております。

認知症対策を推進する上でも早期発見が重要でございます。町といたしましても、このシステムの導入及び周知啓発につきまして、今後検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

次に、高齢者虐待の実態掌握について、お聞きしたいと思います。現在、当町におきまして具体的な相談等が寄せられておりますでしょうか。また、その対応について、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） まず、当町におけます高齢者虐待の相談等の状況でございますが、平成26年度、昨年度におきましては、相談件数等はゼロ件でございました。

今年度につきましては、2件相談等がございましたが、特に緊急性を要する事案ではございませんでして、現在は見守り活動を行っているという状況でございます。

高齢者虐待の実態把握につきましては、権利擁護事務を地域包括支援センターに委託をいたしております。虐待への対応につきましては、通報や相談があった場合には、まず地域包括支援センターで確認を行いまして、緊急性の判断、立入調査など、町や関係機関が連携しながら対応に当たることといたしております。

今後につきましても、相談や情報提供があった場合には、関係機関とも協力をして、状況の把握や虐待を受けておられる方の権利擁護に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 2006年4月1日に高齢者虐待防止法が施行されました。対象の高齢者と申しますのは65歳以上で、養護者とは、家族など高齢者を現に養護する者となっております。高齢者虐待の背景には、家族の介護疲れがあることを踏まえ、市町村は養護者の介護負担の軽減に向けた相談支援を講ずることとされております。

超高齢社会の中で、介護される人がふえるということは、介護者もふえるということです。介護者が買い物やトイレ介助等で周囲から偏見や誤解を受けないよう、静岡県が策定し、厚生労働省からも普及についての通知が出ておりました介護マークを本町においても普及、啓発できないか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） ただいまご提案いただきました介護マークにつきましては、

認知症や障害のある方などを介護する方が外出時にトイレに付き添う場合、あるいは男性介護者が女性用の下着を購入する場合などに周囲の方から誤解や偏見を受けることがないように、自分が介護中であるということを知らせるための手段として、静岡県が平成23年4月より取り組みを始めたものでございます。

平成27年7月1日現在、奈良県内におきましては、介護マークの取り組みを実施している市町村はございませんが、全国的には502の市町村で取り組んでおられるという状況でございます。

町といたしましては、要介護者や介護する方が住みなれた地域で安心して暮らしていく上で、介護マークの普及、啓発は有効であると思われまますので、既に取り組んでおられる市町村の事例等を参考に、この介護マークの普及方法につきまして、来年度実施に向けまして検討を行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 小さいお子さんから高齢者の皆さんまで、斑鳩町で安心安全の生活ができますよう、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

次に、6番、平川議員の一般質問をお受けいたします。

6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 議長のお許しを得て、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、審議会等について、お伺いいたします。

本町においては、さまざまな計画を策定する際に、住民の意見を聞く審議会等を開催しておられます。その審議会での議論により、町の政策の方向性ですとか、取り組み方などが左右されることも多く、非常に重要なものだと感じております。

私も、昨年度、子ども子育て会議の委員をさせていただきまして、斑鳩町の子育て施策について詳しく説明していただくと同時に、委員の意見を取り入れて計画を作成していただいていることを実感するとともに、改めて重要性を認識いたしました。

しかしながら、こうした計画を策定する際に開かれる審議会のほかにも、本町ではさまざまな審議会、委員会があると聞いております。設置要綱があり、委員が選出されているけれども、案件がないために開催されていない委員会等も含めると、相当数があると思われまます。

そこで、質問です。斑鳩町で設置されている審議会、検討委員会等は幾つあり、どの

ような場合に設置されているのか、お答えください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 地方自治法の規定に基づきます附属機関または附属機関に準ずる審議会や委員会等につきましては、主に法律で設置が義務づけられておりますもののほか、特定の案件に対する審議や各種行政計画の策定に際しまして、有識者等による専門的見地からの意見または住民の多様な意見を反映することを目的といたしまして設置をいたしているところでございます。

本町におけます審議会や委員会等の設置数でございますが、平成26年4月から27年8月末までに開催実績がございます審議会や委員会等の数は、27となっております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。昨年度、そして今年度8月末までに開催された審議会等だけでも27あると伺いました。非常に多種多様な検討が行われていると思われまます。

こうした審議会、検討委員会等につきまして、傍聴ができると聞いておりますが、町民の方々に公開はしているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 審議会や委員会等の会議の公開についてでございますが、個人に関する情報を保護する必要のある場合や、会議を公開することにより公正、円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる等の特別な理由がある場合を除き、斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱の規定によりまして、透明性の高い開かれた審議会等の運営を図るため、原則として、会議を公開することといたしております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 原則として公開しているということですが、先ほどお伺いしました、昨年4月1日からことし8月までの間に開催されました審議会、委員会は27ということですが、複数回開催しているものもあられると思われまます。開催された回数とその開催に係る傍聴者は何人おられましたでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 昨年4月から本年8月末までに開催いたしました審議会、委員会等のうち、傍聴人がありました審議会、委員会等の会議は、総回数件数で79件のうち、9件ございまして、その人数は延べ9人となっております。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） ちょっと言い直します。総回数79件のうち7件傍聴がございまして、人数は延べ9人でございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 7件ある中で、傍聴者は9人ということですが、同じ方が複数回傍聴しておられるケースが想定されますので、実際に傍聴に来られている数はそれよりも少ないというふうに思われます。原則公開されているにもかかわらず、傍聴されている方が限定されているのは、こうした会が、いつ、どこで、どんな検討がされているかが事前に告知されていないことが原因だと思います。子育てや教育にかかわること、高齢者や障害者の福祉にかかわること、男女共同参画にかかわること。さまざまな審議会があり、関係する方々にとっては非常に関心の高い内容もあるかと思われます。本町では、行政計画を策定する際に、パブリックコメントをとるなど、住民参加の取り組みが進められていますが、こうした審議会等についても、傍聴しやすいような取り組みを進めることが求められるのではないのでしょうか。しかしながら、いつ、どこで、どのような内容の会議が開かれているのかがわからなければ、傍聴する機会がありません。

そこで質問です。こうした審議会や委員会等を開催する際に、日時や場所等を町のホームページで告知することはできないのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 現在、審議会、委員会の開催につきましては、原則的に関係委員へ開催案内を行っているのみでございます。今後、町ホームページに審議会、委員会の開催日時を掲載することにより、その周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ホームページでの告知に取り組んでいただけるという前向きなご答弁をありがとうございます。これで、関心のある方には傍聴しやすくなりますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

さらにもう一つ踏み込みまして、こうした審議されている審議会等の議事録をホームページで公表していただくことはできますでしょうか。国などでは、審議会等の議事録、会議資料も公表されています。先進的な自治体では、こうしたことを取り組んでおられるところもございます。

全て公表するのか、どこまで公表するのか。内容によっては公表に適さない点もあるかとは思いますが、住民生活にかかわること、今後の町の将来にかかわる施策を審議する等につきましては、議事録ですとか、審議内容の要旨ですとか、公表していた

だければと思います。議事録等の公開について、町のお考えをお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 審議会、委員会等の審議内容の公開につきまして、質問者おっしゃいますように、ホームページへ会議資料や要旨等を掲載している市町村があるということは承知いたしております。

本町の現状におきましては、町のホームページに掲載可能なデータ容量の制約の問題もありまして、全ての会議資料等を掲載することは難しい状況となっているところでございます。

しかしながら、本年度実施を予定をいたしておりますホームページのリニューアルに伴いまして、ホームページに掲載可能なデータ容量をふやすことといたしております、これにあわせまして、審議会、委員会等の会議資料等の公開に係る基準などの整備につきまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 公開に向けての検討を進めていただけるということで、前向きなご答弁をありがとうございました。

本町では、共同のまちづくりが進められています。町がどのような方向性に進むのか、どのようなビジョンを持っているのか、そうしたことを積極的に公表することにより、住民の方々も町に関心を持ち、住民参加のまちづくりが進められると思います。何とぞよろしくお願いをいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、町立幼稚園の給食について、質問をさせていただきます。斑鳩町では、保育園と小中学校では、施設内で調理された給食が提供されていますが、幼稚園では、保護者が弁当をつくって児童に持たせる日と外部の給食業者による弁当が提供される日があると聞いています。

かなり以前には、幼稚園の保育時間が午前中だけであり、その後、午後も保育を実施するようになったことから、弁当を持たせるようになったと聞いたことがあります。

幼稚園で給食業者による弁当が提供されるようになった経緯と、現在の児童のお昼ご飯、昼食の現状について、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 町立幼稚園におきます弁当給食の導入の経緯と現況でございますが、現在、斑鳩の町立幼稚園3園では、毎週月曜日と木曜日の2回、週2回ですね、給食業者によります弁当形式の給食を実施しているところでございます。

そもそもこの斑鳩町立の幼稚園3園が開園されたのが、まず、斑鳩幼稚園が昭和49年の4月、斑鳩西幼稚園が昭和54年の4月、斑鳩東幼稚園が昭和57年の4月でございます。その当時から、週2日間につきましては保育時間が午後2時までとなっておりますので、その週2回、週2日につきましては、弁当をご持参をされていたところでございます。

そのあと、昭和62年に午後までの保育が週4日間になりますとともに、保育時間も午後2時半まで延長されたことに伴いまして、弁当を持参する日も週4回になったところでございます。しかしながら、このときにですね、保護者の方々から、週4回の弁当持参につきましては保護者の負担が大きいという声もありまして、このことにつきまして、各幼稚園でありますとか、教育委員会、そしてもちろん保護者の三者によりまして給食導入に関する協議を重ねたところでございます。

その結果、平成2年の2学期から試行的に週1回の弁当給食を運用する期間を経まして、平成3年の1月から週2回の弁当給食導入が実施され、現在に至っているというところでございます。

なお、この弁当給食につきましては、導入当初から各幼稚園のPTAと給食業者での契約において、契約をして運用されている状況でございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 週2回は保護者手づくりの弁当、週2回は外部の給食業者による弁当ということで、理解をいたしました。

保護者の方のお話をお伺いしますと、やはり手づくりの弁当は子どもたちも非常に喜んでいて、親のほうも子どもの好きなものをいろいろと考えてつくるといいう日があってもいいのではないかという声もお聞きいたします。

しかしながら、弁当業者による給食は、保育園や小学校のように施設内で調理した給食にしてもらえないだろうかという声もよくお聞きをいたします。

現状の幼稚園の園舎の施設を考えますと、幼稚園に給食室を設置して提供するということは難しいと承知をしております。

そこで、質問です。町立幼稚園に隣接する小学校で週に2回の幼稚園の給食を調理し、提供することはできないでしょうか。本町の学校給食はとてもおいしいと児童たちに好評です。しかも、自校方式で調理しておりますので、熱いものは熱く、麺類も伸びずに提供されるので、冬も温かい食事をいただくことができます。

幼稚園の園児たちは、味覚を育て、食べる楽しさ、食べる大切さを学ぶ重要な時期で

もあります。こうした園児たちに対し、隣接する小学校で調理した給食を提供することができないのか、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 町立幼稚園には、隣接する小学校、ほぼ近いところにあります。東幼稚園につきましては若干離れておりますけども、隣接しているということがございますけども、その小学校で調理した給食を幼稚園に提供することができないかというご質問でございますが、小学校で調理をした給食を幼稚園のほうに提供するためには、まず、設備面での改修が、当然と申しますけども、当然でございますけども、必要となつてまいります。園児分の給食がふえるわけでありますから、その給食数の増に対応するため、小学校の給食施設に煮炊きをするための回転釜でありますとか、ガス・水道設備、細かいことを言いますけども、あるいは食器、消毒の保管庫等の厨房設備機器を新たに設置することが必要となります。現在の調理室には、それらを設置するスペースがございませんから、建物、給食調理室のですね、建物の増改築も必要となつてくるところでございます。

また、小学校で調理をした給食を幼稚園に運搬する必要がございます。この運搬の際にですね、衛生面への対応を考えますと、保冷库付の運搬車両の確保でありますとか、その運搬のする人員、または幼稚園での保管、配膳スペースが必要となつてくるところでございます。

次に、幼稚園には、3歳の年少児から5、6歳の年長児までいる中で、各幼児に対応したカロリー計算など、小学校とは異なる献立の作成でありますとか、食物アレルギーへの対応等も当然必要となってきます。新たに幼稚園給食を担当する栄養士または調理員の配置も必要になつてくるというふうに考えております。

このようにさまざまな課題がございますことから、当分の間、現行の方法で運用することが適当ではないかというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 幼稚園、小学校のそれぞれの施設面、人員面で課題がたくさんあるということはよくわかりました。すぐに実施することは難しい事情はよくわかりますが、今後、それぞれの校舎の建てかえですとか、幼稚園、小学校のあり方を見直す機会がございましたら、そうした給食の提供についても検討いただけたらと思います。

保護者の中には、すぐ隣の小学校で温かい給食が提供されていて、どうして幼稚園にそれを運んでくることができないのだろうと感じておられる方も少なからずおられると

いうことをお伝えし、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、6番、平川議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定をいたしておりました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

8日午前9時から、決算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前9時42分 散会）